

令和4年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和5年度予算）

---

日 時 令和5年3月16日（木曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 3月16日 午前9時00分

---

付託議案

（教育部）

第1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算

（総合病院）

第9号議案 令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算

（会計課）

第1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算

（議会事務局）

第1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算

---

出席委員（7名）

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 神吉正男 | 副委員長 | 浅田雅昭 |
| 委員  | 八木雄治 | 委員   | 中本隆敏 |
| 〃   | 山下由美 | 〃    | 今井和夫 |
| 〃   | 前田佳重 |      |      |

---

出席説明員

（教育部）

|                   |       |             |      |
|-------------------|-------|-------------|------|
| 教育部長              | 大谷奈雅子 | 教育部次長       | 小河秀義 |
| 次長兼山崎給食センター所長     | 池本雅彦  | 次長兼施設整備課長   | 西林文隆 |
| 次長兼教育総務課長         | 進藤美穂  | 教育総務課副課長兼係長 | 岩本浩二 |
| こども未来課長           | 岩路貴裕  | こども未来課副課長   | 小椋政彦 |
| こども未来課副課長兼こども育成係長 | 岡内由里  | 学校教育課長      | 谷尻博誉 |
| 学校教育課副課長          | 中田 吏  | 学校教育課副課長    | 岡田滋久 |

社会教育文化財課長兼館長 水 口 惠 子

社会教育文化財副課長兼館長 原 田 涉

社会教育文化財副課長兼係長 清 水 将 道

(総合病院)

副院長兼事務部長 菅 原 誠

次長兼新病院整備室長 船 曳 浩 尉

次長兼地域連携室副室長 宮 本 雅 博

次長兼総務課長 大 砂 正 則

医事企画課長 牛 谷 宗 明

副課長兼総務係長 鳥 居 長 則

財政係長 松 下 一 也

施設管理係長 小 坂 嘉 人

医事企画係長 平 松 るみ子

医事情報係長 宮 崎 義 規

(会計課)

会計管理者 前 川 満

次長兼会計課長 原 真 弓

(議会事務局)

議会事務局長 大 前 和 浩

課 長 大 谷 哲 也

課 長 清 水 航 一

係 長 小 椋 沙 織

事務局

議会事務局長 大 前 和 浩

係 長 小 椋 沙 織

主

査 中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。

本日の予算委員会を開会します。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は、自席で着席にてお願いします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。

その際マイクの先端が口元に向くようにしてください。

また、委員の皆様をお願いします。

質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などには終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

それから論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避けて割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて、答弁を省略していただいて構いません。

それでは、教育部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

それではお願いします。大谷部長。

○大谷教育部長 おはようございます。

本日よろしく願いいたします。

まず、私から教育部の概要説明をさせていただきます。

幼稚園、保育所、こども園の就学前教育・保育では、今年度幼保一元化推進計画に基づく認定こども園整備計画の見直しを行ったところであり、令和5年度はしそうこども指針の下、幼児教育において育む資質、能力を明確にし、また幼児期の終わりまでに育ってほしい姿など、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実に取り組んでまいります。

幼保一元化推進事業では、令和5年4月に開園する山崎地区の幼保連携型認定こ

ども園宍粟わかばの運営支援を行うとともに、令和6年4月城下地区に開園予定のこども園の整備を着実に進めます。

次に、認定こども園整備計画の見直しに伴う幼稚園教育における新たな取組として、3歳児教育とあずかり保育の全市展開、そして給食の導入、また引き続き小学校以降の教育への滑らかな接続を図るパートナーシップ事業等の推進を通して、ゼロ歳から就学前まで希望する全ての子どもの教育と保育の充実、全ての3歳児からの集団を通じた幼児教育、家庭、地域と連携し、子育てニーズに対応した環境整備とのその充実に取り組むこととしています。

さらに令和5年度新規事業として、幼児期における教育保育の実践研究をベースとした検証改善を図る取組を確立し、市内公立、民間各園所への研究成果の普及啓発、及び共有化を目的として、1つ、実践モデル園指定研究、2つ目、保育教諭等を対象とした指導力向上研修など、3点目、幼児期から児童期への学びのかけ橋となるカリキュラムの研究、こういった内容とする宍粟幼児教育支援事業に着手し、教育・保育の質の向上と子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、学校教育の分野では平成30年3月、義務教育10か年構想として、「しそこの子ども生き活きプラン」を策定し、今年度本計画の前期5か年が経過したことから、この間の取組を検証し、今後5か年において、1つ目、宍粟の子どもたちにどのように育ててほしいのか、2つ目、今の時代、そして今後、公教育に何が求められるのか、3点目、宍粟の魅力、特色を踏まえた教育の在り方、こういった観点に基づき計画見直しを行い、今年度後期計画を策定しました。令和5年度はこの後期基本計画を基に学校、家庭、地域が一体となった宍粟教育の充実に取り組むこととしております。

まず、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末が定着し、ICT環境による子どもたちの情報活用能力を基盤とする確かな学力の育成が重要となる中、国においても令和6年度を目途にデジタル教科書の本格導入が進められています。こうした状況を踏まえ、市独自の取組として小学校社会科の副読本「わたしたちの宍粟」のデジタル化を図り、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを実現するとともに、宍粟市のよさや魅力に気づき、そして再発見などを通じて子どもたちの心の中にふるさと宍粟をとどめ置くことができるよう、ふるさと意識の醸成に役立てていきたいと考えています。

また、宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針に基づき、令和5年4月には波賀小学校と波賀中学校による市内3校目となる波賀学園がスタートし、この併設型小

中一貫教育の円滑な実施に向け、市単独加配、小中一貫教育推進員を配置します。

さらにいじめの未然防止、早期発見早期対応に努め、生徒指導の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする子どもを含む特別な支援を要する児童生徒など、子どもの多様性に対応した教育を推進し、特に不登校児童生徒の支援について、教育支援センターの運営に当たって北部地域にサテライト学級を開設し、学校内外における教育機会の確保や社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

最後に、社会教育の分野です。

現代社会において、人口減少や高齢化など地域課題が多様化する中で、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。社会教育では市民一人一人の主体的な学びを発展させ、地域活力を維持し、生涯活躍社会に向けた取組が求められています。

こうした中、昨年度策定した第2期宍粟市社会教育振興計画に基づく取組を着実に進め、宍粟市における人づくり、つながりづくり、地域づくりの取組が学びと活動の好循環を生み出すよう、社会教育に取り組んでまいります。

令和5年度の主要施策としましては、文化財保存活用地域計画等作成事業を令和5年度から7年度の3か年にわたり実施します。平成31年に施行された文化財保護法に基づく指針により、宍粟市における文化財の保護、活用に関する地域計画を策定することで、1つに地域の歴史文化や文化財への関心、保護意識の醸成を図ること、2つに文化財のデータを学校教育や生涯学習の資料として活用すること、3つに市内の文化財、歴史文化遺産に関連づけ、見学ルートとして観光、見学等に活用することなど宍粟市初となる文化財の保存、活用に向けた計画作成に着手します。

以上、教育部の概要説明となります。本日どうぞよろしくお願ひいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告のある委員から順次質疑をお願いします。

まず八木委員からです。

○八木委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは主要施策の68ページの小中一貫教育総合推進事業から令和5年度の事業内容の中で、小中一貫教育推進教員はこの(1)のところに書いてあること全て行われるのかどうかお伺ひいたします。

あともう一つが同じく事業内容の(2)で講演会の対象者が教職員等を対象となっているんですけども、地域の方やPTAの方は含まれないのか、そこ伺ひます。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 八木委員からの御質疑、小中一貫教育総合推進事業についてお答えをします。

まず、小中一貫教育推進教員は事業内容に記載されていること全て行うのかについてという御質問についてお答えしますが、推進教員が必ずしもこの記載の業務内容書かれている全てを行うわけではございません。学校は学習面や生活面等様々な視点から小中一貫教育の推進体制を構築し、一貫教育を推進するための複数の推進部会、学習部会であるとか生徒指導部会、小中の連携したそういった部会を設けながら全ての教員が参画する組織的な取組を展開していきます。そういった中で、今回の事業で廃止される推進員はそれらの推進の中心的な役割を果たしたり、また全体をコーディネートするような役割を果たすということになります。

それから、場合によってはそういったコーディネート役をこの推進員以外の先生が担当するということがありますので、そういった場合にはその推進員以外の先生が担当するためのやはり時間をきちんと確保する必要がありますので、この小中一貫教育推進員が事業等を行ったり、クラスに関わるような役割を担うことでそういった時間をつくり出して小中一貫教育推進員以外の先生方がそういった役割を担えるようにしていくということになっております。

また、この小中一貫教育推進員については、もちろん教員として勤務しますので、毎日の授業も行い、また小中に関わり、どちらにも授業を行いに行くというようなことも予定しております。

続いて、講演会の対象者、教職員等の中に地域やPTAは含まれるのかについてお答えをします。

本年度は教育シンポジウムと題して小中一貫教育の探求と可能性についてということで、県教育委員会及び大学教授をお招きし、講演会を実施しました。その参加対象者は小中学校及び特別支援学校の教員であったり、教育委員会の関係者及び保護者を含む一般市民の皆様として本市だけではなく広く西播磨管内の教育委員会等にもお声かけをして、当日は100名の方が今年度参加をされました。その中には教職員ではなく保護者や地域の方にも今年度は参加をさせていただいております。来年度についても各学校のほうで講演会を実施するということであったり市教委が主催をしてシンポジウムを実施する、そういったふうに考えておりますので、その講演会の内容によっては先生方対象のものも考えられますし、内容によっては保護者や地域の方にも参画していただく、そういった機会ももし可能であれば考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。それで、小中一貫教育推進教員のことなんですけども、これ昨年度は千種からやられていると思うんですけど、これは1年間という形で、2年間ぐらい通してということになるんでしょうか。どないなんんでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 この小中一貫教育推進員についてですが、実はこれまでは1年間のみの配置ということになっていました。一宮北中学校区で1年間、今年度は千種中学校区で1年間ということになりましたが、来年度からは2年目にも配置していこうということで、何とか確保できましたので、来年度については1年目を迎える波賀中学校区とそれから2年目を迎える千種中学校区で配置をする予定としております。2年間何とか配置をすることで軌道に乗せる小中一貫教育が順調に進んでいくように配慮したいと考えております。

○神吉委員長 よろしい。

同じ事業で今井委員、お願いします。

○今井委員 おはようございます。よろしくお願いします。

今のところで、2人いうことで今年は千種と波賀ということですね。これはもうやっぱり地元の教員のOBの方がなられているんでしょうか。この部分は。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今井委員からの御質問についてお答えします。

波賀中学校区と千種中学校区に配置される令和5年度配置される推進教員は、波賀町や千種町の出身ではないんですが、幼い頃からこの地元宍粟市で育った教員であります。本市出身で、本市での教員経験のある人物です。そういった方、本市のそういった2名の方が配置をすることになりますが、当然本市の学校で勤務することに情熱や誇りを持つ人物であるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 当然あれですね、退職されたOBの方がなるんですね。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今年度配置の方1名はOBの方でもう1名は教員経験のある、OBというか、教員経験ですが、今、一度職離れられてまだ先生としては関わっていきたいということで、教職に関わっていかれる方です。1名の方はもうOBの方

で宍粟の教育にしても当然よく御存じですので、そういったコーディネーター役も担っていただくこととなりますが、もう1人の先生は比較的若い先生なので、やはりそういった先生の場合は今既に学校のほうで小中一貫教育に担当されるベテランの先生方がそういった業務がしやすいようにこの推進員を配置することで時間をつくっていくというふうに考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、2つ目にこの主要施策のほうにね、一番最後に教職員だけじゃなくて地域の方々も含めて理解が進み、地域ぐるみで新しい学校を創造しようという意欲の向上を図ることができるというふうに書かれています。先ほども講演会にPTAの人とか入っているとかっていう話もあったんですけども、私、千種におつてですね、去年度千種学園が始まったと思うんですが、なかなかやっぱりまだまだ地域の方はあんまり知らないっていうか、恐らく子どもがいなかったらどういう状況になっているかっていうのはあんまり知られてないような、じゃないかなというふうに思うんですね。そのあたりこの地域ぐるみで新しい学校を創造しようというね、このコンセプトはすごい大事でいいと思うんですけども、そこらあたりの取組がですね、どうなのかなと、もう少しあってもいいのじゃないかなという気がするんですけども、そのあたりいかがですかね。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、御質疑にお答えをしますが、地域の方々、例えばこの小中一貫教育推進に当たっては、学校運営協議会の方々にも協力をいただいてプロジェクト会議を実施する中で、例えばカリキュラムであったり推進していくスケジュール等について協議にも参加をさせていただいて準備を進めてきております。そういった中で当然地域の代表の方にもたくさん御意見をいただいております。

それから、例えばふるさと学習として総合学習の時間などを中心に地域の学習をしていくこととなりますが、そんな中でも今年度も千種のほうで例えば例えば、たたら製鉄の学習の中で地域の方にたくさん関わっていただいたり、米作りの事業などでも地域の方に関わっていただきながら小中連携、高校も関わってというようなことで、ふるさと学習を進めているところですが、当然そういった中でたくさん地域の方々には参画をいただいているところですが、今、委員の言われたようになかなかまだ地域の中に十分知られていないのではないかなというところについては、コミュニティーだよりというようなことで小中一貫教育の推進をお知らせするような便りについては、年間2回千種のほうでも発行しておりますので、そういったも



のを中心に、また例えばオープンスクールで地域の方にもたくさん学校に来ていただいて、そういった小中一貫の取組が発信できるような機会、そういったものについては今後、先ほどの便りについてはもう既に発信はさせていただいておりますが、そういったオープンスクールなどでの取組でより地域の方々にお伝えするような努力はしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 今、言われたことはね、この小中一貫のされてなくっても、もう十分やってたことだと思うんですね。今、地域の方と云々かんぬんいうやつはね。ちょっと事前通告出してませんけども、結局この小中一貫、一宮北ではもう2年終わりました。千種で1年終わりました。具体的に成果ですね、これをしたからやっぱりこういうところがよくなったとかっていうところがあったらちょっと教えていただきたいんです。

○神吉委員長 通告はありませんが大丈夫ですか。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 例えば一宮北中学校区で昨年度取り組まれた中、それから千種中学校区で今年度取り組まれた中でこういった成果があったよというふうに学校のほうから報告いただいていることについて幾つかお話をしようと思いますが、まずこの小中一貫教育は今ふるさと学習、地域とのつながりということでもお話ししましたが、それ以外にもやはり小中の中の中1ギャップ、中学校と小学校の中にやはり壁があるところを少しでもなくしていこうというようなところが大きな目的でもあります。そんな中で、例えば小中で一緒の取組をする中で、小学生の子たちが中学生の姿を見て、僕もあんなふうな中学生になりたいって思うような意見をたくさん交流授業の中で作文とかで子どもたちがそういった子どもたちが思いを持っているというようなことが報告されたり、反対に中学生がやはり小学生と一緒に授業をする中で、やはり小さい子どもたちが自分たちを見ている中で、やはり僕たちが精いっぱいやらないといけないというようなこと、例えば小学生の子が中学生の子の返事に驚いた、挨拶に驚いたというようなことも言っています。それは本当に大きな声で返事をしたり、堂々とみんなの前でしゃべる中学生の姿にやはり感動したというような小学生もたくさんいますし、中学生もそういった姿を見せたいというふうに思いながら取組を進めていただいています。そういった中でやはり小中学生が、小学生が中学生の姿に、中学生は小学生の姿を意識しながら取組を進めているということはすごく成長にもつながっているし、ではないかなというふうに思っ

ています。そういった報告については具体的に成果としてはお聞きしているところ  
です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。ある意味小規模だからこそできるような、今言われてた  
ようなね、すばらしい取組かなと思いますんで、今から市内全部にね、広げていく  
としたらそれぞれのところでやっぱりいろんな個々の課題は出てくるとは思いますけ  
ども、すごいね、いいことなんで頑張ってやっていただきたいと思います。終わり  
ます。

○神吉委員長 続いて、山下委員、同じ事業でお願いします。

○山下委員 それでは同じく小中一貫教育総合推進事業について質疑をさせていただ  
きたいと思います。

事業に係る目標について、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合が95%  
以上と書いてございますが、どのようにしてはかるのかということを質疑いたしま  
す。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 山下委員からの御質問にお答えをします。

この目標、事業に係る目標の設定については、毎年国が全ての学校で実施してい  
る全国学力・学習状況調査の中の児童生徒質問紙に、学校に行くのが楽しいという  
質問項目が設けられています。この項目によって学校に行くのが楽しいというふう  
に答えている生徒の数、そういったところでの結果を確認をしております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどの説明ちょっと分かりにくかったので、ちょっと具体的にお尋ね  
したいと思うわけですが、既に始まっておりまして、一宮北中、あるいは  
千種中、これらの北地域、千種の地域で既に始まっておりまして、そしてもう既に  
どのような状況かというのが見えてきておると思うわけですが、そこで、い  
じめの件数とかあるいは不登校の件数、これらの推移がどのようになっているのか  
ということ、小中一貫教育を行う前と後、どのようになっているのかということ  
を質疑いたします。

○神吉委員長 変化として見受けられるものがありますか。数字はよろしいですけど。  
お持ちであれば言っていただいてもいいですけど。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 数字としては今、持ち合わせておりませんので、数字としてはっきりお答えできること、お答えはすることはできませんが、例えばいじめや不登校については、例えばいじめについては宍粟市では、早期発見早期対応ということで認知件数というのはここ数年必ずしも減るということではないです。きちんと認知を、少しでも早く対応していこうということでいじめの認知をしておりますので、必ずしも少なくなっているということではないですが、少しでも早く対応する。特に小中一貫教育が進められている場合では、1つの学校で小学校の先生だけが見るわけではなくて、中学校の先生も子どもたちの様子を見る。特に一宮北中学校などでは中学生の生徒の様子を小学校の先生も見ることができ、そういった中で、やはり小中一貫教育、先生方が小中関わるという中でいじめの認知、少しでも早まる、少しでも多くの目で関わるができるというふうに思っております。

不登校についても同じで、小学校、中学校ともに先生たちが授業交流等しますので、そういった中で、小学校、中学校、どちらの先生方も児童生徒に関わるということで不登校にも対応することができるということで、よりきめ細やかな対応ができていないかなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 ないかなというようなことで、ちょっとまたはっきりとした質疑に対するお答えではないなと思うわけでございますね。それとあと、成果といたしまして、大きな声で返事をしなければならないなと思って、大きな声を出しているとか、そういったことが成果というようなお話でございましたが、大きな声を出さなければならないような状況に置かれているというようなことが、これまではっきり言いたくはないんですけれどもね、大きな声を出さなければその後いろいろなことが起こるというような問題点もこれまで学校教育の中ではあったと思うわけでございます。その辺のところはしっかりとね、感性を鋭く見ていていただきたいなと思います。これは私のちょっと意見になりまして失礼いたしました。

それから、小中一貫教育総合推進事業に関しましては、以前各地域で説明会を開いていただいたと思うんですね。そのときに私が記憶しておりますのは、肯定的な意見はほとんどなかったように思うわけでございます。その後、肯定的な意見が増えるような御努力はどのようにされたのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 大きな声の理解が少し違っていたように私には感じられたので、その部分の説明もう一度しておいていただきたいのと、もう1点はどうぞお願いします。

谷尻課長。

- 谷尻学校教育課長　まず大きな声についてですが、決して大きな声を出すようにさせているということではありません。小中で一緒に授業をする中で中学生が堂々とみんなの前で自分の役割を果たしている、名前を呼ばれたときにきっちり返事をする、そういった姿を小学生が見て、うわあ、お兄ちゃん格好いいなというような意見をたくさん言っているんです。そういった意味での堂々とみんなの前でも対応したり自分の役割を果たしたりする、そういった意味での1つの例としての大きな声というのを挙げさせていただいておりました。

次に、この小中一貫教育の肯定的な意見を増やすための努力どういったことをされているのかということについてですが、それぞれ常に一宮北中学校区、千種中学校区ではスタートしておりますが、それぞれで実際に取組をコミュニティスクールの広報紙で地域の方に発信をしたりする中で地域の方々に少しでも知っていただくようにという努力はしております。また、学校のほうでは学校評価ということで保護者の方等にも取組についての評価をしていただいておりますが、例えば小学生や園児と交流する学習や行事に意欲的に取り組んでいるというようなことであるとか、学校は小中一貫教育の推進に積極的に取り組んでいるというようなことで、保護者の皆様からは肯定的な評価をいただいているところであります。

以上です。

- 神吉委員長　続いて、デジタル副読本。

八木委員、お願いします。

- 八木委員　続きまして、69ページのデジタル副読本、「わたしたちの宍粟」作成事業なんですけども、こちらの事業内容のところに、3番のところなんですけども、小学校3年生時の個人負担500円ほどと書いてあるんですけども、上のところには具体名で小学校の3年生、4年生、これが対象なのかなと思うんですけども、この負担というのは3年生だけになるんでしょうか。ちょっと教えてください。

- 神吉委員長　谷尻課長。

- 谷尻学校教育課長　デジタル副読本「わたしたちの宍粟」に関わる御質問についてお答えします。

小学校3、4年生の社会科の副教材として使用するためのものになります。小学校3年生の進級時に個人負担をいただいて購入をしていただくということになりますので、3年生のときに1度購入をすればタブレット端末のほうで見ることができますので、中学校3年生まで見ることができます。基本的には3、4年生で活用す

るものになりますが、中学生卒業するまではその端末で確認をしたり中身を見るようなことはできるというふうに考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

同じところで今井委員、お願いします。

○今井委員 これってちょっと根本的に分かってないんですけど、誰がどこでどのようにしてつくっていくんでしょうか。委託っていうふうには書いてるんですけども、委託って何を委託、どのように委託するのかなっていうところと、それとこれ特にデジタルとかだったら紙代も要らないし、お金って何で要るのかなというところがあるので、そのあたりもちょっと教えていただきたいなと思います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今井委員からの御質疑にお答えをします。

まず、どこに誰に委託するのかということですが、現時点では社会科教科書を専門として扱う業者に委託する予定ですが、これまでの副読本の作業時も同じでしたが、小学校の社会科研究部会の教員による社会科のデジタル副読本の作成委員会というものを先生方に参加をしていただいて立ち上げ、その先生方がデータ収集をしたり、それから構成、社会の教科書とこの副読本がリンクするように構成をしたりということで、そういった作業を行いながら準備を進めていきます。それを最終的に編集したりデータ化してデジタル教科書として見ることができるようにする、そういった作業について業者による作業となる予定となっております。

以上です。

○神吉委員長 もう1点、利用のところで毎年500円が要るかということですか。なぜ500円が要るのか。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 当然製作、データ編集等には先生方が関わりますが、それをデジタル化してデジタルブックとして見るように編集するであるとか、またそのデジタル教科書には例えば動画を見るようにすることができるような作業も含まれますので、そういったことでそういったデジタル教科書となるようにデジタル副読本をつくる作業というふうにはやはり技術料なりそういった料金が発生しますので、幾らか、これまでも副読本も同じように本をつくっていく中での副読本の代金というのは子どもたち保護者に負担をしてもらっていましたが、デジタル教科書についてもやはりそういった料金が発生しますので徴収をしていくということになります。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。結局副読本というのはもう保護者負担という、そういうことですね、今までもずっと。その考え方でやっていくという形ですね。

先ほど言われた副読本の作成委員会とかっていうのは、それは宍粟市独自のものなんですか。それとももっと広いエリアのものなんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 この「わたしたちの宍粟」ということで、宍粟のことについて教科書に合わせて再編集をしていくということになりますので、これは宍粟市の小学校の社会科の担当の先生方の中から委員の方のほうで部会をつくって作成をしていくということになります。

○神吉委員長 それは業者と教員と併せてどのような対策か教えてください。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 これは今使っている副読本になりますが、この作成委員会のときには社会科の担当の校長先生、それから各学校から教員に代表1名参加していただいて、全部の学校から先生方に参加をいただいております。それとあと教育委員会事務局ということで、メンバーを構成して作成を進めております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。

それから2つ目なんですけども、これデジタルなんでね、ほかでも使おうと思ったらいろいろ気軽に使える媒体になるかなというふうに思うんですが、そういうほかでの使い方みたいな、そのことは全く考えておられないんでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 基本的に3、4年生での活用というのがメインになります。当然タブレット端末で確認をすることができますし、子どもたちのほうにそのデータ、またその権利というのは当然お金が発生してありますので、中学校3年生まではタブレット端末で確認をすることができるということになっておりますが、一般を含めて情報として提供するというところでは現在のところは考えておりません。ただ、これまでも副読本を例えば教科書展示会、そういった中で展示をさせていただいて市民の方々に広く見ていただくような機会を持っていました。このデジタル教科書についても活用する予定の令和6年度には教科書展示会で例えばタブレット端末を置いて自由に見ていただけるというような状況にして御紹介をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 社会科がね、「わたしたちの宍粟」とかっていうような内容でつくられているってということなんで、これすごく一般市民の方が見ても宍粟市に対しての理解というか、愛着というか、そういうのがまたつくれるんじゃないかなっていうふうにちょっと単純に思うんですね。そういう意味では、今後ね、個人負担で500円で作るとかじゃなくて、市としてつくって、それでやっていくとかっていうような方法も面白いかなみたいなこと思ったりするので、すみません、ちょっと意見みたいですけど、そういういろんな方法また考えてみてください。

○神吉委員長 そのことは今、考えられておられませんね。

続いて、同じところで前田委員です。

○前田委員 同じくデジタル副読本についてですね、授業に関わる目標の全国学力・学習状況調査は、現状どのぐらいの数値と見られているか。全国、目標値がですね、全国学力・学習状況調査において、今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童が70%以上、地域の行事に参加しているということですね。それと地域や社会をよくするために何をすべきか考えていると答えた児童が50%以上という目標値がございます。これに対して現在どのような状況であるかということをお聞きします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今回の御質問にお答えをします。

授業に係る目標値として今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童が70%以上、それから地域や社会をよくするために何をすべきかと考えていると答えた児童が50%以上としておりますが、これはやはり先ほどの答弁でもありましたが「わたしたちの宍粟」ということで、宍粟のことを学ぶことができるデジタル副読本ということになります。また、併せて総合学習等でも子どもたちは宍粟のことを学んでいきますので、こういったデジタル副読本であるとかそういった総合学習の中でやはりふるさと宍粟への郷土愛や宍粟への愛情、愛着を育むことがそういったことにつながればなというふうにも当然考えておりますので、こういった目標値を設定しておりますが、現状まだこのデジタル教科書を活用しているということではありませんが、現段階の副読本を活用している中ではまず1つ目の今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童は70%以上という目標の中で現状は72.8%ということで、これはもう全国的にも非常に高い数字が出ております。たくさんの子

どもたちが地域の行事に参加しているということで答えています。また、地域や社会をよくするために何をすべきか考えているという児童は50%以上を目標としていますが、これは現状値としては48.2%ということで、このことについてはまだ今後もそういった子どもたちが思いを持てるように教育活動の中でいろいろと考えていく必要はあるのかなというふうに思っておりますが、現状値としては72.8%、48.2%という数字になっております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 ありがとうございます。目標達成している部分もあるし、ちょっともう僅かというところ、ちょっと目標は低いような気がします。次に2番目に副読本のボリューム、ページ数等ですね、それとデジタルなんでいろいろとメモするとか機能はあると思うんですけども、ちょっと教えていただけますか。

以上です。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 令和2年から使用している「わたしたちの宍粟」を基本的にベースとしながら一部内容を改訂したり、写真やグラフなどを最新のデータに差し替えていったりする予定で考えております。現在の副読本のページは108ページとなっており、このデジタル副読本もおおむね同量のボリュームになると考えております。

また、機能についてはデジタル教科書のメリットである、当然タブレット端末で触りますのでそういったいろんなデータが拡大縮小できたり、また動画とかアニメーションも挿入することができます。例えばですけども、田んぼの米作りの作業を1年間通した作業、こういったことをするんだなということデジタルデータで見たり、例えば宍粟の産業であるそうめんづくりについて実際にそうめん工房に行くと当然子どもたちそういった見学もしますが、デジタル教科書の中で動画を見ることができるといようなことも含めて動画やアニメーションなどを充実させていくということで、委託業者と今後中身の調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。それとですね、私が議員になったのは一昨年の5月です。6月の一般質問で最初に初めての一般質問ですね、子どもたちが自慢のふるさとと思える教育、例えば副読本があります。昔一宮で山津波があったとか、昔林業が



どうだとか学ぶようです。本来なら宍粟市っていいふるさとだ、自慢のふるさとだ  
と思うようなことがよいのではないのでしょうかということを質問させていただきました。  
教育長の答弁には、子どもたちが宍粟のよさや自慢、人々の暮らしに学び、  
ふるさと宍粟への愛着が醸成されるような学校の取組を支援していきたいという答  
弁でした。そのようなですね、観点も盛り込んでいただきよろしく願いいたしま  
す。これについて見解を少しお願いします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 ありがとうございます。当然わたしたちの宍粟ということで宍  
粟のことを学ぶわけですから、そういったことで学ぶことが郷土愛や宍粟への愛情  
や愛着を育むことにつながるように精いっぱいこのデジタル教科書についても作成  
していかないといけないと思っておりますし、子どもたちにその教科書でたくさん  
宍粟のことを学んでもらって自慢のふるさとだと言えるような思いを持ってもらえ  
るように進めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、幼保一元化行きます。

山下委員。

○山下委員 それでは、続きまして、主要施策の70ページ、幼保一元化推進事業につ  
いて質疑をさせていただきます。

この事業の令和5年度当初予算は3億1,802万円となっております。この中で令  
和5年度の事業内容といたしまして、主に令和6年4月に開園を目指す城下地区認  
定こども園に関する費用を計上し、整備を進めるということでございます。

そこで質疑をさせていただきたいと思えます。

土壌汚染調査業務ほか、調査業務委託料729万5,000円と認定こども園施設整備費  
補助金3億1,072万5,000円の説明をお願いいたします。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 失礼いたします。

この調査業務委託料についてですけれども、城下地区認定こども園の整備に必要と  
なる3件の業務委託料を計上しております。

1つ目は先ほどお話ありました土壌汚染調査業務の委託料ですけれども、これにつ  
きましては土壌汚染対策法に基づき行うもので、土地の形質変更が3,000平米以上  
である場合に必要になります。予算は約500万円を計上しております。

2つ目ですけれども、城東保育所の園舎解体に伴い必要となるアスベストの含有調

査業務委託料になります。この予算は70万円を見込んでおります。

そして3つ目でございます。登記業務委託料ですけれども、これは城下地区認定こども園の安全性を確保するための市道拡幅に伴う用地の分筆や地目の変更、それから測量業務などに要する経費を計上しております。予算は160万円を見込んでおります。

続いて、補助金についてですけれども、主に令和6年度に開園を目指す城下地区認定こども園を運営する社会福祉法人が対象になるものでございます。内訳につきましては、園舎の建築費が約2億9,000万円、建築設計監理費が1,000万円、備品購入費が750万円になります。なお補助率はいずれも4分の3になります。このほか、民間保育所1園の認定こども園移行に伴う設計費の補助金500万円を計上しております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 お答えくださいます、分からなかったところを再質疑させていただきたいと思っております。

土壌汚染調査業務のほか、調査業務委託料729万5,000円のところで、城下幼稚園の園舎解体という御説明ございましたけれども、この城下幼稚園の園舎は解体するという方向で地域の人たちとお話しは終わっていたのでしょうか。

○神吉委員長 訂正あるのであったら。

岩路課長。

○岩路こども未来課長 園舎の解体は既存の城東保育所のほうになります。城東保育所につきましては、令和5年度をもって廃園となります。令和6年度からは新たにオープンする城下地区の認定こども園に引き継がれることとなります。説明会につきましては、もう既に城東保育所のほう閉園しますということを地元のほうにもさせてもらっておりますし、それから保護者の皆様にも今年度当初にさせていただいておりますので、その辺は御理解いただいているものと思っております。

○神吉委員長 解体は城東ですね。

以上、よろしいか。

それでは、次の事業です。

前田委員です、お願いします。

○前田委員 主要施策の71ページ、文化財保存活用地域計画等作成事業について、事業効果においてこれまで保護措置が十分でなかった文化財の保存、活用を推進する

ことができるかとあるが、現状ですね、どのような課題や問題点があったのか具体的に伺います。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 前田委員の御質問にお答えします。

これまでの課題、問題としてはまず1点目に合併以前の各町で所蔵していた文化財資料が現在も各町の施設で分散されたまま保管されており、整理作業が十分でないこと、2点目に、少子高齢化、人口減少により地域や各家で保存、管理されている古文書の資料などの継承が困難になっていることや地域の結びつきに大きな役割を果たしてきた伝統芸能や年中行事の継承や人材確保が困難になっていること、また3つ目には災害時において人命の救助、ライフラインの確保が最優先されるのは当然なんですけれども、文化財資料が被災した場合の体制が十分とは言えない状況があります。以上のような状況の下で、地域の特性や歴史文化に対する住民の郷土の誇りや愛着意識の低下が懸念されており、今回策定する計画でこれらの課題解決に向けての指針を定めたいと考えています。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。先ほども少し出ましたけども、2番目の文化財所在データを地域に周知し、防災計画を充実させるとありますが、もう少し具体的にお願いします。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 お答えします。

宍粟市内では平成21年災害のときに古文書の浸水被害がありました。また平成30年の際にも天児屋のたたら公園が災害に見舞われた経緯があります。市内の歴史文化遺産を災害から守り、確実に継承していくためには地域と連携した防災体制の構築を図る必要があると考えています。指定・未指定文化財を含めて各自治会で組織する自主防災組織への情報提供を行って災害予防、災害の応急対応であるとか災害の復旧、復興、復元についての取組を推進していきたいと考えています。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。3番目の交流人口の促進については観光協会との連携によるものか、これは事業効果のところを書いてあるんですけども、よろしく願いいたします。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長　お答えします。

現在も観光協会との連携の下、ボランティアガイドさんなど御協力いただいておりますが、文化財を活用した観光振興を計画に盛り込むに当たって、策定の段階から観光協会にも御協力をいただきたいと考えております。交流人口促進するために必要な施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長　続いて、浅田委員。

○浅田委員　私も同じところの文化財保存活用地域計画に関してですけども、ちょっと違う視点での質疑になりますけどもお願いします。

まず最初に保存活用する対象文化財の範囲ですね、こういった文化財の範囲になるのかということと、活用をどのような活用想定、冒頭部長の事業説明の中で学校教育であるとか生涯学習等々に活用ができるだろうというふうなお話もあったんですけど、もう少し活用想定されている活用がもう少し具体的に想定されている部分があったら併せて説明をしてください。まずはその点でお願いします。

○神吉委員長　水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長　浅田委員の御質問にお答えします。

対象文化財の範囲については指定、未指定にかかわらず古墳や城跡などの史跡であるとか神社、寺院、古民家、町家などの伝統的な建造物、天然記念物、また地域に残された伝統芸能、年中行事などを想定しています。これまではそれぞれの文化財を個別に保存活用しておりましたが、これに加えて地域全体で文化財を継承していくために計画を策定して、総合的、一体的な保存活用することで地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげていきます。歴史文化遺産を観光振興やまちづくり、教育など幅広い分野に活用できる指針となる計画にしていきたいと考えています。

以上です。

○神吉委員長　浅田委員。

○浅田委員　ということは、法に規定されているその文化財に限らず、広く我々の生活に関わるいろんな文化、芸能も含めて、それから生活様式も含めてというふうな、いうふうに理解したんですけども、そういう観点で想定されているわけですね。

○神吉委員長　水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長　そのように考えております。

○神吉委員長　浅田委員。

○浅田委員　そうすると、ちょっとまた視点が違った観点での質疑になるんですけども、それだけ広い範囲での文化財という意味合いになってくると、今、宍粟市では日本一の風景街道づくりということで今回風景ビジョン、いわゆる理念が示されました。その理念の中には、風景ということは暮らしと文化というところも含まれておりますので、今回策定されるに当たってそういう風景ビジョンの理念というものも念頭に置いた計画の策定を意識しておられるのかどうか、その辺の、令和5年から7年、3か年にかけての策定になると思いますけども、基本的に当初どういうふうな理念を持って計画を立てていこうかというのが根本になればまた違った計画になってもね、もったいない話なんで、まずその辺の考え方。再度言いますけども、風景ビジョンの理念を意識した計画というのを想定されているのか、ちょっとその辺お願いします。

○神吉委員長　水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長　そうですね、観光振興にもつながりますが、風景ビジョンにある歴史文化と暮らし、市内には城下町の名残であるとか、町家の景観形成地区もあります。また、史跡公園であるとか今、森林鉄道の遺構のところがあります。たたら製鉄、様々な歴史的な風情を感じる風景が残されていますので、当然これまでの取組を基にこのような内容を盛り込んで計画を策定していきたいと考えています。

○神吉委員長　浅田委員。

○浅田委員　次々のごめんなさい。分かりました。保存の部分についてはね。

あと、活用の部分、いろいろ当然教育であるとか観光振興を含めて基本は私、伝承、次に下へ引き継いでいくっていうのが基本になってこようかと思っておりますので、その辺で改めて活用の、どう言ったらいいのかな、生かし方、その文化財の生かし方をどういうふうに、こういうふうにしていきたいんだという、そういう思いというか、そこの考え方も今現在ありましたら教えていただきたいなというふうに思うんです。

○神吉委員長　水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長　そうですね、この策定をしまして、今、特にコロナ禍のこの3年の間には伝承芸能が少ななかなか次の担い手につながないところもあります。ただ一方で、宇原獅子舞であるとかはすごく若い世代の方たちが力を入れてすごく活発に活動されています。そういった支援もしながらまた子どもたちの教育活動にも使っていきたいですし、また地域の皆さん出前講座なんかでも

お話、専門員がしに行くんですけれども、知らなかったことが地域の方知らないことが結構たくさんあるんだということで、生涯学習にも活用していきたいですし、まずは地域の人たちに自分たちの歴史文化、こういうものがあったんだということを分かっていたらいいかなというふうな市民の方々に根づくような計画にしていきたいと考えています。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。先ほどもデジタル副読本の、「わたしたちの宍粟」のときの話もありましたけど、それも地域の文化だというふうに思いますし、それから文化財というのは単体で成り立っていない、いわゆる自然環境とか景観、あるいは地域の歴史の中で育まれて生まれてきたものであるというふうに思っていますので、そういう意味合いで単体としてではなく、その周辺も含めて保存活用をしていただく方向が僕は望ましいのではないかなというふうに思いますので、この点いかがですか。

それと、もう一つ簡単というか、単純な中身で、委託料が入っていますので、その委託をどういうふうな委託をするのかということと、当然策定協議会を設置されると思います。ただ、文化財は文化財審議委員会があるかと思いますが、文化財審議委員会さんだけでなしに広くいろんな方々の参画を得てこれを策定されようとしておられると思いますので、その策定協議会の構想ですね、こういう方々をこういう分野の方々に構成していきたいんだという考えがありましたら併せて3点お願いします。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 まず1点目、周辺の活用も盛り込んでしていきたいと考えています。また、委託についてはコンサルの策定の、コンサルの業者さんに委託してデータベースであるとか骨子の策定であるとかベースを市のほうと協力してですね、策定していただくように考えています。委託を考えています。

また、様々な文化財審議委員会とは別に協議会を立ち上げる予定にしております。それぞれの観光分野の、市でしたら観光分野に入っただき、地域創生の関係、また学識経験者としては文化財のそれぞれの専門の方であるとか大学の先生など、また自治会の方にも入っただきと今考えております。

○神吉委員長 続いて、学校給食へ。

今井委員。

○今井委員 それではちょっと学校給食についていろいろと教えてください。

本当に日本一のあれになって本当にすばらしかったと思います。日頃の皆さんのね、努力の結果だと思えますので、本当にそれは敬意を表したいと思えます。

それでですね、順番に行きましょうか。

総額の予算、これ1億7,298万6,000円になっております。その内訳をまず教えてくださいいただけますでしょうか。お願いします。

○神吉委員長 池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。今井委員からの御質疑ですね、1億7,298万6,000円の詳細というところで御説明のほう申し上げたいと思います。

何点か委員のほうからあるんですけれども、内訳と財源の部分でまずはおつなぎをさせていただければいいですね。

失礼をします。それでは、主要施策のところの御覧をいただく中で、まず歳出の合計が先ほど申し上げたとおり1億7,986万円になるわけなんですけれども、給食費の給食の食材費の総額としましては、1億7,286万2,000円になります。172862になります。その内訳ですけれども、また後ほど出てくるんですけれども、よく御存じの地産地消の事業の部分で費用計上というか、支払いをするという部分が1,348万7,000円、13487。地産地消の事業以外の分ですね、というところで、例えば主食、副食、牛乳なりというところで合計しますと1億5,949万9,000円と、159499という形になります。これを合計しまして、歳出合計という形になるんですけれども、その詳細というのが例えば米が幾らとかそういう意味ではない。であれば、これで歳出の合計の部分については説明のほう終わらせていただきます。

次に、財源の内訳ですけれども、委員のおっしゃるとおり、内容等合計が合わないです。こちらにつきましては、主要施策の説明におきましては主なという形で記載をしておらないので、合計してももちろん合わないというふうなところで非常に内容が不備というか、不十分であったというところでまずはおわびを申し上げたいと思います。

財源の内訳、施策のほうの主要施策の財源の内訳の部分で、国庫の支出金からその他特定財源ごとに御説明を申し上げたいと思います。ただ、事前に御質疑というか、いただいている国庫支出金の部分が後ほど後に置かせていただいてということで御説明をさせていただければと思います。

まず1点目です。事業内容には記載がそれこそされてない部分で、県の支出金で

す。これが記載のとおり25万9,000円があります。これはここ数年ですけれども、県からの鹿肉を使えばそれに対して1キロ当たり1,200円の補助がいただけるというものがあります。鹿肉利用促進事業補助金というので、25万9,000円を財源にという部分があります。それと、受益者負担金の枠というところで1億1,988万2,000円という数字があろうかなと思います。こちらにつきましてはまさしく学校給食費、あるいは科目で分けておりますけれども、高校の給食費のトータルなりということになります。ただ、この実際に入ってくる額という部分で考えますと、また後ほど説明をさせていただくんですけれども、第3子以降の給食費の免除というのはもちろんここは入ってきませんから、その分を差し引いた額と御理解をいただいたらなと思います。

もう一つはその他特定財源の部分です。こちらにつきましてはほぼという言い回しをしますけれども、ブナ基金が該当します。その財源というのは。先ほど少し触れました第3子以降の学校給食費の免除の部分が1,487万9,000円、14879です。それと、地産地消の事業ですけれども、こちらがちょっと今年度、来年度から少しややこしいんですけれども、財源としてブナ基金の部分というところで1,195万3,000円、11953です。実際のこの事業というのは1,348万7,000円、13487をこの事業から負担をするんですけれども、国庫支出金のところで御説明を申し上げますけれども、物価高騰部分がやっぱり地産地消の中でもあるんです。その部分は財源としてその交付金をあてがうと、お世話になるというところでしておりますので、ブナ基金の部分だけで申し上げますと11953という非常にちょっとややこしいんですけれども、分けて記載をしております。

それと、給食調理をする中でやっぱり油を使いますよね、食用油を。それをリサイクルというか、する廃油を引き取っていただきます。それで利益というか入りますので、それが今予算計上では3万2,000円ですけれども、恐らく今非常に高くなっているんで、もっと増えるかなとは思いますが、先ほど申し上げた第3子、それから地産地消、それから廃油の引取り代という3万2,000円を合計すると、その他特定財源の26864と、2,686万4,000円という数字が出てきます。

それと、国庫支出金です。こちらにつきましては、先ほど財源の部分だけなんですけれども、事前の質疑のほうで少しの部分に触れるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

令和4年度につきましては、6月に同じような交付金の関係で補正をお世話になったかなと思います。その臨時交付金の財源に市費を投入することで食材費につい



てトータル増額をさせていただいて運用ということをさせていただきました。令和4年度につきましてはですね、市として使用できる、言葉適切かどうか分かりませんが、交付の枠みたいなんがありました、国からの。市としましては、それに達してなかったの、言えはいわゆる残というかがあります。これを国というか、本省繰越しという中で令和5年度の臨時交付金として活用する協議をこの事業だけではなくて、市の中でやはり物価高騰の部分がというのがありますので、それも併せて地域創生課のほうで今協議を進めていただけているという状況です。

先に申し上げてしまいますけれども、事前に質疑いただいている中で交付決定が内示がという話がありました。先ほど協議を進めていただいているという申しあげたとおり、現時点では交付決定あるいは内示というのはもちろんないところになります。この交付金を活用することによっていわゆる物価高騰分について市が負担をすることによって学校給食費を19年から同じ同額で進めさせていただいて、補助をさせていただいて子育て世帯の支援と考えておるところです。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 どうもありがとうございます。いうことは、もう次の部分の答えもしていただいたんですけども、結局国庫支出金の2,598万円というのは、要するに令和4年度の部分で残っておる部分をやりくりしてそちらに回そうという、そういう考え方ですね。今の話だと。

○神吉委員長 池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。

学校給食費の部分で6月の補正をさせていただいたのが3,076万1,000円という形でこの交付金をいう形をしたんですけども、その部分が残っているという意味ではありません。市にもらえるというわけではないですけど、ある程度の枠というのがありますので、そこまでもともと達していなかったのその残があると。それを次年度に国のほうで繰越しをしてもらって活用できるというようところで協議を進めているという形になります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員、論点を絞った質疑にしてください。

今井委員。

○今井委員 分かりました。農業新聞なんか見てたら、どこのまちもみんなこないして創生交付金を給食費に使っているっていうのが令和4年度あるんですけども、令

和5年度についてはそういう使い方をしてよいというふうには考えてないというふうには書いてるんで、ちょっとその辺がね、今年度やったらどうなのかなと思ったんですけど。分かりました。

そしたら次ですね、山村活性化事業のほうからも食材費に幾らか入っていると思うんです。この予算には当然入ってないと思うんですけども、それは幾らを見込んでいるのか。それからですね、それもトータルして結局ざっとでいいんで、令和5年度においては給食費ですね、1食220円とか240円とかっていう、そういう給食費は幾らになるというふうに見込んでおられるんでしょうか。

○神吉委員長 答弁端的にお願いします。

池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。

それでは、山村活性化事業というところで御説明のほう申し上げます。

予算書のページで申し上げますと99ページ、それと主要施策の説明書で申し上げますと45ページの産業部所管になろうかなと思います。そちらの主要施策のところを御覧をいただきながら、45ページを御覧いただきながらで説明のほうさせていただければなと思うんですけども、本年度につきましては、千種町で収穫された特別栽培米ですね、こちらをセンター、3つのセンターで11月から3月まで利用しております。同じようなパターンで令和5年度においても今度作付地区を千種とそれから一宮町に広げてという計画をされています。これを令和5年度においても収穫後になるんですけども、11月以降になりますけれども4か月間、学校給食の米と精米ということで利用しようという部分が一部この事業にあります。実はこの事業なんですけれども。

○神吉委員長 次長、金額をお願いします。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 予算につきましては、この学校給食運営費の中には一切上がってきておりませんということで、全て産業部所管というところに上がっておるのかなと、99ページに上がっておる、含まれておるということでお願いをします。

○神吉委員長 そこはよろしいね。

もう1点のほうは。1食当たりの値段は幾らになるか、数字的などころをお願いします。

池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。

学校給食で使う米なんですけれども、これが1キログラム当たり334円税込みです。例えば本年産でいうちくさの舞であれば、税込み635円になりますので、その差額が単純に増えるかなということになりますので、小学生で23円が増える。あるいは中学校で30円程度は増えてくるという単価になります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。また詳細はまた聞かせてもらいます。

あと、最後ですけれども、これ私の一般質問の答弁として去年12月議会でね、市長が答えられた。給食費についてですね、内容をとりあえず市民にしっかり理解していただきたいんやと、そういうことを言われてたと思うんです。220円と240円では全然足りてないっていう部分の説明をしっかりと理解してもらいたいという、その辺のあたりの今年度の取組についてどのようなことを考えておられるのかお聞きします。

○神吉委員長 池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。

それこそ学校給食費と食材費の相関というか、非常に厳しい現状だということろにつきまして、市長申し上げたとおり、説明をしていくということろですけれども、今現在につきましては、学校給食費をはじめとしました学校給食運営に係る事項を協議する保護者であったり学校長、それから医師会、歯科医師会というようなところで構成する運営委員会というのがあります。そちらのほうで3月2日を皮切りにということで、3センターで各委員さんに説明を申し上げながら、先ほどの話を申し上げながら種々御意見のほうをいただいているところです。

以上です。

○神吉委員長 よろしい。

次、山下委員。

○山下委員 同じく学校給食運営事業について質疑をさせていただきます。

給食費を無償化できない理由は何か、無償化の検討はされなかったのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 池本次長。

○池本教育部次長兼山崎給食センター所長 失礼をします。

委員からの御質疑についてお答えを申し上げます。

それこそ第106回の定例会にて答弁があったとおりになんですけれども、学校給食

費の無償化につきましてはですね、市の財政面からしまして非常に困難であるというところがございます。令和5年度につきましても、保護者からの給食費を予算化しておりますとおり、困難であるというところで結論を出しております。

検討という部分なんですけれども、そういった部分で財政面のところで難しいということが1点あるのと、各市町、兵庫県下の市町の動向というか、そういうのも見させていただく中で検討というか、対応をさせていただいています。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 一般質問で言いましたような内容になりますので、質疑はここで終わります。

○神吉委員長 分かりました。

審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。

10時40分まで休憩いたします。10時40分より始めます。

午前10時22分休憩

---

午前10時40分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業へ移ります。

浅田委員。

○浅田委員 主要施策74ページの図書館運営事業についてです。

令和5年度図書館システムの機器更新業務が予定されておると思います。前回更新からはやそんな年月がたったのかというふうに思います。当然機械ですからトラブルは発生するものと思います。そのトラブルへの早期対応も、これもシステムのうちだと僕思ってますので、そういうことも含めて今回の更新業務の内容とスケジュールについて説明をください。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 浅田委員の御質疑にお答えします。

今回図書システムの機械のほうの更新となります。現在の機器は平成28年度に導入して機器の通常の耐用年数が5年となっているんですけれども、既に6年が経過しております。業者の保守サービス契約も5年限りで終了している状態で、機器に不具合が生じた場合、図書館の運営に支障を来す状況にあります。図書システムは蔵書の管理、資料の検索や利用者情報管理、貸出し返却手続など市内の図書館をネ

ットワークで結んで総合貸出しなどを行っておりますので、図書館の安定した運営のためには機器の更新は欠かせないものとなっております。

次に、スケジュールについてですが、4月に発注の手続きをして、7月末までに完了する予定をしております。機器の確保に少し時間を要するようで、事業主さんのほうで機器が確保されたら各種設定をしてから導入されますので、図書館での設置作業は1日で完了すると聞いております。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 スムーズな対応をお願いしたいと思うんですけども、1点そのスケジュールの中で波賀については今度図書室が移動しますわね。その対応も考えていただいておりますね。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 波賀の移転のタイミングに合わせて機器の納入のほう、また調整したいと考えております。

○神吉委員長 続いて、山下委員。

○山下委員 主要施策の74ページの一番下の段の文化財保護事業について質疑をさせていただきます。

この事業の令和5年度当初予算は1,765万9,000円となっております。前年度より80万円減額しておる理由を教えてください。

また、委託料が672万3,000円となっておりますが、この委託をされます事業内容をお教えてください。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 山下委員からの御質疑に、まず前年度の増減80万円の理由についてお答えします。

国・県の補助金、埋蔵文化財緊急調査費補助金が令和5年度の内示により国庫補助金についてはこれまでの100万円から86万円、また県補助金については50万円から43万円の内示がありましたので、その部分減額となっております。また、その他特定財源31万2,000円の減額についてなんですけれども、令和4年度の予算では山崎の歴史民俗資料館と山城の案内看板の設置事業をしておりますので、その部分にブナ基金が充当されておりましたので、その減額によるものです。一般財源につきましては令和4年度から令和5年度に比べて歳出全体が減額予算となっておりますので、その部分一般財源も減額予算となっております。

次に、74ページ記載の委託料につきまして、主なものとしてはたたらりの里の指定管理料、歴史資料館の清掃業務、波賀城史蹟公園の管理業務、古文書資料の整理業務、市内の委託発掘調査委託料、ほか各施設の維持管理に係る補修点検業務などになります。

以上です。

○神吉委員長 よろしい。

続いて、八木委員。

○八木委員 すみません、私のほうからは部局資料の1ページ目の外国語指導助手に係る経費なんですけども、ここに小学校への派遣とかまた依頼があれば幼稚園、保育所、こども園にも派遣すると書かれているんですけども、派遣の回数は多くて月何回までとかそういう上限等は設けられているのでしょうか。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 八木委員からの御質疑にお答えします。

A L Tは現在各中学校に1名の計7名が担当教員の助手として勤務しております。小学校へは週1回から2回ほど行って、5・6年生では外国語科の授業の助手を、3・4年生では外国語活動の授業の助手をしております。中学校と小学校の間で調整をして、時間割の計画を立てられております。また、幼稚園、保育所、こども園へは月に何回までとは決めてはおりませんが、学校と調整をしていただいて中学校、小学校での英語の授業がない日であれば派遣は可能となっております。コロナ禍で派遣の依頼があまりありませんでしたので、令和元年度の状況でお答えしますと、中学校区によって違いますが、民間も含めまして月1回ほどの派遣依頼があります。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 民間の依頼もあったというのは、どういうところなのでしょうか。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 波賀でいいますと、波賀のみどり保育園などから月1回の依頼があります。

○神吉委員長 次も八木委員ですね。お願いします。

○八木委員 すみません、同じく部局資料の5ページなんですけども、しろう生き活き英語授業づくり事業の中で、これの事業内容ですね、それと予算額はこれ全学校対象にされているのかどうか伺います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長　しそう生き活き英語授業づくり事業の事業内容、それから予算額は全学校を対象としたものであるのかという質問についてお答えをします。

まず、本事業はグローバル人材の育成が急務となる中で小中学校を通じた英語教育の強化や小中9年間を見通した教育課程の編成と研究、また教員の授業力の向上に向けて具体的には2つの授業を推進しております。まず1つ目は小中つながる授業づくりとして、小中学校がお互いに進める外国語教育について共通理解を図るために、小中異校種の授業参観、小学校中学校の先生方が参加をして授業参観をしたり、研究授業を行うというような活動になります。9年間を見通した授業づくりを研究しております。この授業については、本年度は現在小中一貫教育をスタートした千種中学校区と来年度実施をする波賀中学校区の先生方が行うということになっております。来年度については、波賀中学校区の先生方とその翌年小中一貫教育がスタートする予定の一宮南中学校区の先生方、2つの中学校区が集まって順番に宍粟市内全部の中学校区を回っていくというようなことで、実施をしていく授業となっております。

2つ目は、しそう生き活き英語授業づくり事業ということで、これについては小学校と中学校がそれぞれ目的を持って研究会を実施しています。この研究会では、教員の授業づくりや授業改善をサポートするために大学教授による専門的な指導も受けながら、実践的な研修を実施し、教職員の指導力の向上を図っているところであります。

2点目の予算額は全学校を対象ということになりますが、1つ目の事業は小中一貫教育をスタートしている学校と翌年スタートする学校、ただ、それを順番に校区が次々移動して全学校区で実施をすることには数年かけて全学校で実施をするということになります。

それから、2つ目のしそう生き活き英語授業づくり事業については、これは小中学校それぞれ全学校から先生方に参加をしていただいて研修を進めておりますので、全小中学校を対象としているということになります。

以上です。

○神吉委員長　八木委員。

○八木委員　最初の千種、波賀、今年度、来年度ですか、来年度は一緒に回ってやるということ、その次が一宮南と波賀ということで、ここの先生が宍粟市の小学生の回られるということ、1年を通して回られるということによろしいのでしょうか。

○神吉委員長　谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 本年度のことでもう一度言いますと、本年度は小中つながる授業づくりというのは、千種中学校区、本年度スタートした千種中学校区と来年度スタート予定の波賀中学校区の先生方が集まって研修をするということで、小中一貫教育がスタートした中で、やはり外国語活動、外国語教育について9年間を見通した授業づくりを進めていこう、また翌年スタートする波賀中学校についてはその準備をしていこうということで2つの中学校区に集まっていただいて実施をしております。それが次、令和5年度には波賀中学校区と、翌年進める一宮南中学校区ということで2つの中学校区を順番に栄栗市内、この対象の中学校区を変えながら全中学校区で最終的には実施をするという計画で考えております。

以上です。

○神吉委員長 もう一度。八木委員。

○八木委員 分かりました。結局、次年度は千種と波賀で行われて、その次がその2つの学校でやられるということですね。

あと、もう一つしそう生き活き英語授業づくり事業のほうなんですけども、これも小中、別々の小中学校の先生が集まって一緒にそういう研究したり、そういうことをやられるということで、授業じゃなしにそういうことをやられるということなんですよね。研究みたいなことを。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今委員が言われたとおりで、2つ目のしそう生き活き英語授業づくり事業については、小学校は小学校の先生方、各学校の担当者の方が集まっていただいて、授業研究をしたり授業力向上の研修をされます。それから中学校は中学校の先生方が集まって同じように授業研究をしたり指導力向上の研修を行っていただく、そういった授業になっております。

○神吉委員長 それでは、続いて同じく八木委員。

○八木委員 すみません、同じく5ページなんですけども、しそう学力向上検討委員会のところなんですけども、ここで学力指導の結果を分析したり、指導法の改善等について提言を行ったりするなど書いてあるんですけども、どのような方を選んで、何人ぐらいで構成されているのかちょっとお聞きいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 令和4年度のしそう学力向上検討委員会、また来年度も同じようになると思いますので、今年度の状況についてまずお伝えしたいと思いますが、しそう学力向上検討委員会は大きく分けると国語の部会、算数・数学の部会、理科



の部会、それから学習生活状況調査の部会ということで4つの部会から構成をされております。それぞれの部会に先生方、また学識の方が入るんですが、例えば国語部会であれば、国語の小中学校の担当の校長先生がそれぞれ入られますので2名、それから小中学校の研究部会の代表の教諭が小学校から2名、中学校から2名ということで、合計4名、さらにそこに学識経験者、大学及び大学院の教授の方、そういった学識の方に1名メンバーとして加わっていただきますので、おおむね7名のメンバーで各部会を進めております。しそ学力向上検討委員会全体としては7名の部会、それから6名の学校生活状況調査部会については6名になりますが、全部で27名プラス学校教育課の事務局合わせて30名で構成をして学力向上の検討を進めているところであります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいね。

続いて、浅田委員。

○浅田委員 私からはあずかり保育についてお尋ねをいたします。

幼稚園児の預かりについては幼保一元化の中でその機能を果たしていこうということで幼保一元化を推進してきたというふうに認識しておるんですけどね、今回計画の見直しということでこういうふうになったかというふうに理解をしました。全市展開といっても、残る幼稚園、城下幼稚園についてはあと1年ということは、実施の園というのは河東幼稚園と波賀幼稚園の2園になるのかなというふうに思うんですけども、それと対象、利用者についてはその幼稚園の就園児、年少、年中、年長さんも含めてということになるだろうというふうに思うんですけども、ちょっと確認なんですけども、その点どうでしょうか、説明ください。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 委員おっしゃるとおり、実施箇所につきましては、山崎・城下幼稚園と河東幼稚園、これまで2園で実施してございましたけども、2か所ですね、3園2か所になりますけども、実施してございましたけども、令和5年度から波賀幼稚園が追加されることになります。

利用予定者数ですけども、昨日の時点で山崎・城下幼稚園が4人、それから河東幼稚園が10人、波賀幼稚園が5人の合わせて19人という状況でございます。来年度の入園予定児童数は29人ですので、おおむね6割強の園児が利用することになるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、前田委員。

○前田委員 少子化対策事業について、冒頭部長より概要説明がありました、人づくり、つながりづくり、地域づくりとお話がありました。令和5年度の教育部としての少子化対策事業があると思いますが、市外流出に歯止めをかける若者対策や出生率を引き上げるための少子化対策などに関する取組を伺います。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 失礼いたします。

少子化対策事業といたしましては、子どもや子育て世帯が安心して暮らせる地域の実現に向けた取組を進めてまいります。具体的には請求資料の下段に掲載しますこども未来課所管の6つの事業になりますけども、このうち市が独自に取り組む4つについて概要を説明させていただきたい、このように思います。

まず、こども未来課の2行目になります、私立特定教育・保育施設等給食費助成事業、この事業では、保護者の負担を軽減するために、保育所やこども園などの就学前施設に通う児童の給食副食費の半額を助成するとともに、高校生までで3人目の子どもの副食費の全額を助成しています。

同じく3行目の保育所バス運行経費補助事業、それと4行目の認定こども園運営費等補助事業においては、民間の就学前施設の運営に関して送迎バスの運行に係る経費の支援、それから認定こども園に関しては看護師や栄養士の雇用に関しての支援を行い、園の運営を後押ししております。

同じく6行目の幼保一元化推進事業では、子どもの教育・保育にとってよりよい集団環境をつくるための適正規模化を目的に、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園の整備を進めています。待機児童がなく、保護者が安心して子どもを託せられる環境を官民ともに力を合わせてつくっていかうというふうに考えております。

それと、予算には表れにくいのですが、冒頭部長の挨拶の中にもございましたが、公立・民間の施設が共に参加して教育の、保育の質の向上を図る宍粟幼児教育支援事業において次年度から質の向上にも取り組む予定です。ハード整備と併せてソフト面でも宍粟の魅力を高めていきたい、このように考えています。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 ありがとうございます。いろいろと事業、対策があったと思います。どのように効果があったのか、なかなか難しいと思いますけども、分析や検証ができ

るようになりますね、していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○神吉委員長 これで、事前通告をいただいております質疑は終了しました。

この際、関連もしくはそのほかで質疑を数点受けませんが。

今井委員。

○今井委員 そしたら、市長公室で、発酵のまち推進事業という部分の中で小学校でみそ造りをしていくっていうのが出てきまして、学校のことについては教育部で聞いてほしいという話になってましたので、ちょっとお聞きしたいんです。そのときに説明があったのが今年度は6校の学校でみそ造りをするんだと、国語と理科の授業でやっていくみたいだね、3年生で。そういうふうな説明があったのですが、ちょっとね、そのあたりのカリキュラム的な部分で大豆づくりからやっていくというようなどころもあるみたいなんですけども、国語と理科の授業でどのぐらい、何時間ぐらいの予定をしているのかとか、先生方の関わり方ですね、そのあたりも含めてちょっと教えていただきたいです。

○神吉委員長 分かっている範囲で答弁をお願いします。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 市長公室の事業ということで、今年度6校ということもお話は伺っております。小学校の特に関わりとしては、国語と理科というところ今お話されましたが、例えば国語で小学校3年生の教材で、すがたをかえる大豆という教材があります。その教材は、大豆が例えば豆腐であったり、しょうゆであったり、みそであったり、いろいろなふうに変える様子が説明文として学ぶことができる教材ですが、例えばそういう教材の中でやはりおみそということも当然出てきますので、この事業を通して子どもたちが実際にみそ造りを体験することはその教材で学んだことも実体験できるというようなことにもつながるのかなというふうに思います。

また、理科の授業では、小学校3年生から5年生、6年生にかけて種のつくりであったり、発芽の勉強もしますので、この事業では最初の大豆をまいて発芽するところからスタートするというようなことも聞いておりますので、そういった体験を実際にすることもできる。そういったことが小学校では授業との関わりの中では体験できることかなと思います。ただ、最終的にはこれはみそ造り、発酵ということが目的ではあると思いますので、こういった発酵のふるさとづくりに関わるような大豆からみそ造りをすることで宍粟のよさであったり、宍粟への愛着ということに

もつながる、宍粟のこういう発酵の文化があるんだということを学習できるということにも小学校としては学ぶことができる大切な機会であると捉えられているというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ありがとうございます。要するに国語と理科の授業を使って畑に出て種まいて草取ったりとかっていう、そういうふうなことをやっていく、みそはみそ造りでその事業を使ってみそ造りを学校でやっていくという、とりあえずそういうことですよ。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 教科横断的な取組だと思うんです。国語の中で学んだこと、実際に総合学習の中で実際に造るという取組につなげていったり、あと理科の中で発芽について学んだことが実際にこの大豆からみそ造りの中で学ぶことができたりということで、国語や理科や当然総合の時間も活用されていると思いますので、そういったものの教科横断的な取組の中でこのみそ造りという取組が1つ小学校の中では進められるのではないかなというふうに考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そうですね。だから総合学習の時間も含めてということですよ。

そこでね、ほかの議員さんもそうやし、私もそうなんですけども、結局宍粟ならではの総合学習の使い方とかっていうような部分でこういうふうな取組をね、ぜひやってほしいというのを前からずっと言ったりしていると思うんですけども、この総合学習っていう部分でのね、捉え方っていう部分は学校の教育委員会としてはそのあたりはどういう、ないんでしょうかね、このことに関連して。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 総合学習これまでも教育長等も答弁されているとおり、学校のほうで教育課程を作成する中で、今、このみそ造りには6校が取り組むということで、それぞれの学校で、学校の抱える課題であったり、学校のこういった取組をしていきたいという、子どもたちとの子どもの様子であったり、子どもたちの意見なども取り入れながら総合の授業もされていきますので、その1つとして今、6つの学校が宍粟の発酵のふるさとということの絡みも含めてぜひ取り組んでいきたいというふうに考えているのかなというふうに思います。これは少しずつ広がって来ますので、本当に種まきからみそになるまで全てを子どもたちがやはりするというわ

けにはいかないと思うんです。地域の方々であつたり、たくさんの方の協力が必要になりますので、実際に子どもたちがするよりも見せてもらうであるとか、実際にしていただいたのを頂くとかということもたくさんあると思いますが、発酵文化にふれるということでは大切な授業かなというふうに考えております。

○神吉委員長 そのほかありますでしょうか。

（「1点よろしいか。」と呼ぶ者あり）

○神吉委員長 何の件でしょう。

（「よろしいか。」と呼ぶ者あり）

○神吉委員長 一応質疑してみてください。

浅田委員。

○浅田委員 施設整備課のほうにお尋ねします。ちょっとごめんなさい、事前通告なしで。

河東幼稚園、結構雨漏りしていました、防水ありがとうございます、予算ついでますね。

中学校の関係で、国庫補助等とも絡みがあるんだらうけども、状況だけちょっと説明くださいね。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 中学校の老朽改修ですが、当初令和4年度から、今年度から設計が入って、山崎西中学校の改修から入る予定としておりましたが、この3月議会で設計監理業務の債務負担行為を廃止させていただきました。実は今年度、来年度の事業の要望を今年度当初に上げるんですけども、その中で国の制度改革の中で大規模老朽改修というのがメニューとして採択がなくなりまして、長寿命化改良というメニューに変わりました。その中で採択要件として建築後40年以上経過したものだけが対象になっているということで、山崎西中学校におきましては、39年を経過しておりまして、対象とならないということが分かりまして、今回廃止をさせていただいたところであります。

事業繰延べしまして、令和6年7年等する予定としておりましたが、今年度の予算編成の中で、令和6年度終わった事業も計画している中で、もう1年さらに遅らせて、今最短では山崎西中学校の大規模改修につきましては令和7年8年にかけてする予定として計画をしているところであります。その後、続きまして山崎東中学校、南中学校という順番で今のところは計画しているところであります。

以上です。

○浅田委員 分かりました。

○神吉委員長 ほかありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようですので、これで教育部の審査を終了します。

説明職員の皆さん、ありがとうございました。

午後1時まで休憩とします。

午前11時08分休憩

---

午後1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、予算委員会を再開します。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様にお願いをいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。

それでは、総合病院の審査を始めます。簡略に概要の説明をお願いいたします。

菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 予算委員会の部局審査も4日目となりまして、神吉委員長をはじめ、委員の皆様方には連日の審査お疲れさまでございます。最終日の午後ということでお疲れの中ではございますが、総合病院の予算審査につきましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、病院事業の予算等の概要につきまして御説明させていただきます。

公立宍粟総合病院は昭和50年の開院以降、宍粟市域におけます基幹病院として、この地域に必要な医療を提供し、市民の皆さんの命と健康を守ってまいりました。

近年の少子化等によります人口減少と高齢化が進行する中で、医療資源の少ない西播磨北部地域の特定中核病院として、また本市の地域包括ケアシステムの医療部門におけます中核を担う医療機関として、急性期から回復期におけます診療や退院後の在宅医療まで、市民の皆さんに安全で安心な医療を提供することを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国において今後、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるに伴い、医療提供体制は入院措置を

原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自立的な通常の対応に移行させていくことが明らかになりました。

このため、総合病院では引き続き、重点医療機関として新型コロナウイルス感染症への対応に努めるとともに、一般医療への対応をより強化していきたいと考えております。そのため、現在コロナ専用病棟として運営しております4階病棟の在り方を見直ししますが、具体的な病床数の整備につきましては、近々に院内で検討する予定としております。

次に、具体の令和5年度の収益的収支におけます取組につきましては、手術件数の確保や救急患者の受入れ体制の充実、地域の医療機関との連携強化などによりまして、患者確保に努めるとともに、的確な診療報酬請求などを行うことによりまして、診療単価の向上に努め、事業収益の向上を図ってまいります。

一方、費用におきましてはジェネリック医薬品の使用拡大、物流管理システムを活用しました診療材料費の抑制や委託業務の効率化に努めるなど、医業費用の抑制を図ってまいります。これらの取組によりまして、経常利益2,444万2,000円を確保する当初予算としたところでございます。

次に、資本的収支につきましては、各種検査や治療支援に用います超音波画像診断装置や血液検査に用います全自動血液凝固測定装置などの更新を実施するとともに、新病院整備につきましては、昨年度取りまとめました基本設計を踏まえ、実施設計技術協力事業者、いわゆる施工予定者を選定の上、実施設計を行ってまいります。

また、持続可能な地域医療体制を確保するため、新たな公立病院経営強化プランの策定作業中ではございますが、当該プランにつきましては、おおむね本年9月末頃を目途に取りまとめたいと考えているところでございます。

このような中で、市民の皆様が必要とする質の高い安全で安心な医療を継続的に提供することが、市民の皆様の負託に応えることであり、このためには新型コロナウイルス感染症への的確な対応や継続的な医療提供に不可欠な安定した経営基盤の確保が最重要課題と認識し、令和5年度におきましても引き続き院内感染防止対策に留意するとともに、コロナ患者の入院受入れにも努めてまいります。

また、経常損益の黒字確保に向け、病院職員が一丸となって取り組み、健全かつ持続可能な病院運営を行ってまいります。

以上で簡単ではございますが、総合病院の予算の概要説明とさせていただきます。それでは、予算審査につきましてよろしくお願い申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いします。

浅田委員。

○浅田委員 それではお願いします。

私のほうからは主要施策の76ページ、病院事業というところで、まずお尋ねをいたします。

今、冒頭副院長からありました、私のお尋ねしたかったことは、医業収支の改善に向けての取組でございます。コロナ対応については、5月8日からの5類への移行後、国においては当面9月末までは補助金は継続しよう。ただ、上限は半減、あるいはまた補助対象となる急症病床についても半数程度かなという。10月以降についてはまた改めて状況見て決定するということでもありますけども、病院としてはもう補助金はゼロで大方、見込みを想定はして病院運営をされるんじゃないかなというふうには思うんです。ここの資料にも患者の受入れは5月上旬までを想定というふうにされておりますから、補助金のほうをゼロベース、ほぼゼロベースで病院運営を考えておられると思いますので、その医業収支の改善に向けてもう少し具体的に説明を願いたいんです。

それと併せて、資料には外来収益については前年度比マイナスで見込まれておりますので、その理由も併せて説明をお願いします。

○神吉委員長 答弁を求めます。

大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 失礼します。

まず外来収益の関係のほうから、私のほうから御説明をさせていただきます。

令和5年度の外来収益の見込みに当たりましては、令和4年度と比べまして医師数、外来診療枠に大きな変動はありません。診療報酬の改定の年でもありませんので、令和4年度の実績並みでおおむね推移していくと考えております。令和4年度の実績を基に今回は算定のほうさせていただいております。

その結果、令和5年度の外来収益につきましては、12億6,496万円と見込んでおります。前年度当初比でマイナス1,671万7,000円となっております。主な要因につきましては、診療報酬改定によりPCR、抗原検査の診療点数が見直されて、検査収入が減少したことによるものだというふうに考えております。具体的には、PCR検査の診療報酬が1,350点から700点に、抗原検査が600点から300点に約半分以下になったという要因があります。



また、患者数の見込みに当たりましては、令和5年度の積算につきましては、令和4年4月から11月までの実績と12月から3月までの見込みから算出しております。見込みにつきましては令和3年4月から11月の累計と令和4年4月から11月までの累計の割合から算出をしておるところであります。

令和3年度から令和4年度にかけての伸び率が令和2年度から令和3年度にかけての伸び率より第6波等の影響もありまして低かったということがあります。12月以降の見込みが減る見込みとなっておりますので、よろしくお願ひします。

また、一方で診療科別に見ますと、整形外科の患者数が減っているということも1つの要因というふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 少し浅田委員の御回答に補足をさせていただきますと、前回の創政会の予算質疑のほうでもこのようなテーマで御質問が出ておりました、お答えしているところではございますけれども、収益対策につきましては、引き続きこれまでの取組を行うとともに、この3年間にこれまでの一般医療に関する患者の流れを含めました受療動向がどのように変化しているかなどを分析した上で、新たな集患対策に真摯に取り組んでまいりますとお答え申し上げました。

また、地域包括ケア病床が1病棟のみであるために、退院を早めるなど調整をしておりましたが、一部はコロナ専用病床となる予定ですけれども、4階病棟を元に戻すことによりまして、患者受入れのための病床確保や必要以上に延ばすものではありませんが、入院期間を適切に延ばすことで十分な治療、リハビリ等をしていただきまして、一層の患者確保に努めて、それをもちまして収益の増加につなげたいと申し上げたところがございます。

受療動向の変化の分析っていうのは今現在進行形でまだ結論を得ておりませんが、基本的に先ほど申し上げましたような認識の下で、今回の予算のベースというのは、入院につきましては、外来は先ほど大砂次長が申し上げたとおりなんですけれども、入院につきましては、いわゆるコロナ禍に入る直前の十二月、具体的に申し上げますと、令和元年の11月から令和2年の10月、この期間の十二月の稼働実績を基礎にして計算をさせていただいているところがございます。コロナ禍からこの令和元年11月、令和2年の10月の稼働実績まで一気にその水準に達するかどうかっていうのは正直はかりかねているところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、地域包括ケア病床のニーズというものは、一定ございますし、それからちよっ

と窮屈であるがゆえに患者調整をかなりタイトにしていた部分がございますので、そういったものが通常病床に戻りますと4階病棟を一般医療のために提供した部分ですね、その部分の収まり方というものはそれなりに収まってくるのではないかと予想しておりまして、もちろんちょっと予想外の例えば低迷してたりしましたら、そのときにさらにちょっと緊急分析等々しながらまた対応は考えてまいりますけども、少し時間はかかるかも分かりませんが、そんなに時間がかからないうちに、以前の状態に戻っていくのではないかなというふうに、若干楽観的やなと御指摘いただくかも知れませんが、一応そういうふうに我々としては今見込んでいるところでございます。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 外来収益の関係については、減額の理由については分かりました。

あと、コロナ病床の見直し、近々というお話でした。当然今ワクチン接種も進んでおる、それから重症化リスクも少なくなっているということで、これまではコロナ病床の確保ということで、病床使用率は当然ながら低かったんですけども、そういう今の状況を見ると、ある程度コロナ患者さんの入院というのは想定はこれまでよりは少ないかなという想定が、僕自身そういうふうに思っております。ということは、これまでコロナ病床として確保したところは一般病床として回復期の病床としてこれまでどおり運用が早期にできるのかなと、それによって入院の収益は上がってくるのかなというふうには思うんですけども、その点いつ頃、めどは近々ということであったんですけども、その僕が想定することについて何か、間違うとったら間違うとうとっていただいたらいいんですけども、その方向性について意見を伺いたいんです。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 これから4階病棟の運営の在り方につきましては院内で早急に、国の方針も明示されましたので、県のスタンスも出ておりますので、院内検討させていただきますけども、当面補助金の、先ほど浅田委員のほうがおっしゃられたように、補助金のほうは結局この令和5年度の上半期はとりあえず補助水準は下げますけども、一応フレームとしては残ると。その後につきましては、その時点の感染状況を見ながらまた別途判断するという公式見解になっております。ですんで、我々も半年間は重点医療機関の機能というものは完全になくすのではなくて、一定置いとこうかなと。その置くボリュームというのは特に県のほうからも指定はございませんけども、県内の関係医療機関に対するスタンスというのは、こ

れまで重点医療機関やら協力病院としてコロナ関連に携わってきた医療機関につきましては、引き続きしばらくお願いいたしますと。さらにこれまで携わってこなかった医療機関が政府の方針どおり軽症患者等から順番にちょっと裾野を広くちゃんと対応してあげてほしいという要請をすると、こういう機関になってますんで、それがどういう形で実効性が上がってくるかは定かではございませんけども、我々の立場からするとそういう状況でございますので、少なくとも令和5年度の上半期につきましては、一般医療とコロナ医療との両構えで臨んでいくと。ただボリュームにつきましては、1つの考えですけど、例えば一番シンプルに言うと、病棟を半分に割りまして、半分はコロナ、半分は一般医療ということで、42床ありますんで、20ずつぐらいに分けるとというのが1つの考え方ですし、あんまり最近の感染状況というのが非常に低く推移しておりますので、20も置いておけば、ちょっともったいないんじゃないのっていう考え方もあります。先ほど申し上げましたように一般医療への転帰というものがどういう形で戻ってくるのかという、勢いが正直分かりませんので、例えば5月8日の時点から一月程度はですね、例えば先ほどの20・20ぐらいで様子を見て、その後例えば一般医療のニーズが想像以上に高ければもうちょっとシフトを考えていくとか、あるいはコロナの感染がかなり社会体制の変化でまたぶり返すようなことになれば、コロナの20を30にするとか何か考えるとか、ちょっとそのあたりは一月ほど1つのめどにして様子を見ていくのかなというような認識ではおります。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 了解しました。当然、国・県の動向もあると思いますので、その辺病床運用については十分検討をお願いしたいなと思います。

それと最後に、通告にはないんで、分かる範囲で説明願いたいんですけども、当然令和5年度予算については将来の見通しも含めて令和5年度予算編成されておると思いますので、病院の財務の将来見通し、特に起債償還であるとか、その辺も含めて将来見通しについて説明できる範囲でお願いしたいなというふうに思います。

○神吉委員長 答弁。

松下係長。

○松下総務課財政係長 失礼します。

令和5年度につきましては、補助金もゼロベースで予算を組んでおりまして、その上で黒字を確保しているところであります。将来的な新病院に向けましてこのまま黒字が続くものというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

○浅田委員 分かりました。

○神吉委員長 続いて山下委員。

○山下委員 それでは同じく主要施策の76ページ、病院事業について質疑をさせていただきたいと思います。

市民の命と健康を守り安心して安全な医療を提供できる宍粟市における公立病院の必要性を日々強く感じております。そこで、常勤医師の確保、充実を図るため、令和5年度はどのような方向性を持っていらっしゃるのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 失礼します。

それでは、常勤医師の確保、充実を図るための方向性についてですけれども、市内の医療ニーズ等の状況から現在は常勤医師を配置しております内科、外科、泌尿器科、小児科、放射線科、産婦人科につきましては、神戸大学、大阪医科薬科大学からの医師の派遣やまた兵庫県からの養成医の派遣によりまして引き続き必要な常勤医師を今後確保していきます。さらに昨年度開院しました県立はりま姫路総合医療センターからも常勤医師の派遣をいただきながら、常勤医師のさらなる充実を図っているところであります。

そのような中、令和5年度の常勤医につきましては、内科が13名、外科が5名、泌尿器科2名、小児科3名、放射線科1名、産婦人科3名の27名の常勤医でスタートする予定であります。

また、新病院開院に向けては、これまでから医療ニーズの高い整形外科医の常勤化が課題と捉えております。将来的には常勤医を派遣いただけるよう、大阪医科薬科大学を中心に粘り強く要望してまいります。

また、皮膚科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科等の診療科におきましては、地域の医療ニーズ等をふまえて常勤医の確保が難しい状況でもありますので、引き続き神戸大学、大阪医科薬科大学、姫路北病院、県立はりま姫路総合医療センターや近隣の病院との連携によりまして非常勤医師の派遣によりまして対応していきたいというふうに考えております。

また、医師確保の新たな取組としましては、院長が中心となりまして地域医療に理解のある宍粟市出身の医師を中心に将来的な採用に向けて強く働きかけていると

ころであります。

今後とも様々な手法を用いながら、引き続き地域医療のニーズに的確に応えられるよう、常勤医師や非常勤医師の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、すみません、ちょっと回答していただいたのにもかかわらず、何か再度お聞きするようなことがありましたら本当大変失礼なことになりますが、質疑させていただきます。

ということは、令和5年度の常勤医師の確保といたしましては、令和4年度と変わらないというふうに捉えたらよいのでしょうか。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 引き続き令和4年度同じような形を基本に進めてはまいりますけれども、中にもありましたように、県立はりま姫路総合医療センターからの先生のほう、4月から派遣を1人いただくということにもなっておりますし、それ以外でも県の養成医のほうで1名増員になります。また、赤穂市民病院のほうから専攻医のプログラムを組んでおられるんですけども、そちらのほうから先生が常勤医として1名来られるというような形で、新たに4月からそういった形で常勤医師の増員ということになっておりますので、ベースとしては令和4年度がベースになるんですけどもさらに常勤医の確保についていろいろと手法を考えながら動いているというところであります。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 ちょっと補足をさせていただきますと、頭数でいいましたら、令和4年度より減ることはございません。むしろ1プラスという状況でございます。もちろん人事異動等もございまして、メンバーの若干の入替えはございますけれども、マンパワーという観点におきましては遜色ない状況で令和5年度を迎えると、こういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○神吉委員長 よろしい。

続いて、新病院のほうへ行きます。

前田委員。

○前田委員 それでは、新病院整備事業についてお伺いします。

一番最初に工事請負費1億8,500万円の内訳をお願いします。

○神吉委員長 船曳次長。

○船曳総合病院次長兼新病院整備室長 今1億8,500万円の内訳ということで御質問をいただいたところですが、工事請負費の詳細につきましては、市の他の事業でも同じになりますが、個々の工事金額を公表することは今後の発注情報ということになりますので、内訳については市と同様公表は控えさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○神吉委員長 続いて、前田委員。

○前田委員 公開はできないということですね。分かりました。

2番目に、農業用水路等移設工事の内容と実施時期を教えてください。

○神吉委員長 船曳次長。

○船曳総合病院次長兼新病院整備室長 農業用水路等の移設工事ですけども、こちらの工事内容につきましては、敷地内を走る農業用水路及び排水路があるのは皆さん御存じかと思うんですけども、これが敷地中央を走っているために、建築計画に支障があるということで建築計画に支障がない位置に移設する工事を1つ行います。

それから、移設することによりまして、下流側の水門管理、これに対して支障が出るということが判明しておりますので、この水門を改修する工事ということで2つの工事を考えております。

実施時期につきましては、当然用水として利用がされておりますので、営農に支障がない農閑期を考慮した10月、稲刈り後という形になろうと思っておりますが、そのあたりを目安に計画をしているという状況になります。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。それでは3番目に、今基本設計を議論中なんですね。そして77ページを見ると、業務委託の実施設計のスケジュールが4月からになっています。これはなぜでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 前田議員も御承知のとおり、現在基本設計がまとまりまして、議会の皆様方とも事業収支シミュレーションなどにつきまして協議中でございます。そのような中ではございますが、新年度予算の調製に当たりましては、昨年12月の文教民生常任委員会におきまして、開院に向けた想定スケジュールを御説明申し上げ、その際には特にスケジュールに関しましての御意見はございませんでした。その後、本年2月上旬頃には当初予算の調製を完了しているところでございまして、令和5年度の主要施策に係ります説明書の内容につきましては、その

あたりを踏まえまして基本設計が令和4年度に完了することをもって令和5年度に引き続き実施設計に入るスケジュールを大枠ベースで明記しているものでございまして、詳細な執行時期を明記しているというわけではございませんので御理解賜りたいと思います。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 それでは、基本設計の協議中、議論中という認識はよろしいでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 基本設計の議論中というか、基本設計は我々がまとめましたんですけども、それを踏まえた整備事業、特に事業収支のことが気になる関係者の方が結構いらっしゃるので、そのあたりを論点の中心として今協議をしているという認識でございます。

○神吉委員長 いいですか。前田委員。

○前田委員 論点を議論中ということで、それが終われば実施設計のスケジュールに今大枠とおっしゃいましたけども、入っていくということでよろしいのでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 おっしゃるとおりでございます。

○神吉委員長 1点確認ですけども、基本設計は議論されているという表現でいいですか。

菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 いや、先ほど御答弁申し上げましたように、基本設計を議論というよりも、基本設計は我々が整備するものでございます。それに伴いまして、その事業費が明らかになりましたので、事業費のありようで特に事業収支に当然関わることなので、そのあたりが気になさる方が結構いらっしゃるので、それがその部分が論点の中心になって今協議をしているというふうに我々は認識しておりまして、ちょっと言葉のあやなんですけども、基本設計そのものは我々が主体的に作成申し上げるものですから、当然関連性がありますがそれに伴って事業費が積み上がってきますので、設計内容というよりも事業費の在り方が議論になっているというふうに我々としては認識しております。

○神吉委員長 ありがとうございます。

次、浅田委員。

○浅田委員 私も同じところの新病院整備事業ということで、今、前田委員がありましたように、基本設計が終わりましたので、次のステップということになると実施

設計ということになりますので、それは着実な事業推進に向けて進んでいくことになろうかと思えます。

私がお尋ねしておるのは、事業内容で別途工事で今、農業用水路等については今説明がありました。それからあと、新病院周辺施設整備事業でこういう内容だということの説明をお願いしたいなと思えます。

○神吉委員長 船曳次長。

○船曳総合病院次長兼新病院整備室長 すみません、その周辺整備事業についてもう少し質問の趣旨を明確にさせていただけたらありがたいんですが、いかがでしょうか。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 77ページの事業内容のところで、工事で2つ書いてあるんですね。え、これ上から下へ続いとんか、農業用水路移設工事新病院周辺施設整備事業と、これ1つの言葉かな。

○神吉委員長 船曳次長。

○船曳総合病院次長兼新病院整備室長 すみません、書き方があれで申し訳なかったんですけども、周辺の整備としては2つございます。先ほど前田委員の御質問にも御答弁したんですが、まず敷地内中央の農業用水路、それから排水路、これを建築に支障ない場所に移設する工事がこの77ページ上段の農業用水路等移設工事というまず1件目になります。2件目なんですけど、農業用水路移設することによりまして、移設先の水路に水門があるんですが、今までは2つの水門の上流側が落とし口になっておりました。ただ、今回移設することによりまして、下流水門が1か所ということで、その部分の水門のちょっと体力的に厳しい部分がございますので、その水門の改修工事を新病院周辺施設整備事業ということでもう1件目の工事ということで記載をさせていただいているということになります。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 申し訳ない。これ2段になっとなつて別々か思っとな。その水門のことについては以前説明を受け取ったらそれは承知しとんです。また新たな整備が必要になってきたのかなというふうに、ちょっと私はそういうふうに勝手に理解したもんですからそういう質疑になりました。すみません。

以上で終わります。

○神吉委員長 今年度の工事はこれだけで次年度ね、令和5年度の工事はこれであるということよろしいですね。はい、理解しました。

菅原副院長。



○菅原総合病院副院長兼事務部長　ちょっと浅田委員のところでも着実な事業推進ということで前田委員の御答弁で申し上げたことをちょっと御理解いただいたところではあったんですけど、ちょっと言葉足らずのところがありましたので、少し御答弁のほうを補足させていただいてよろしいでしょうか。

○神吉委員長　はい。どうぞ。

○菅原総合病院副院長兼事務部長　申し訳ございません。大枠は前田委員の御回答で申し上げたところでございます。今後ですね、今事業収支シミュレーションというのは御承知のとおり今月24日に協議中の宿題返しではございませんけれども、議員協議会におきまして再度御説明を申し上げますと、こういう御予定になっているところでございます。そういった中で、具体的な事業の推進につきましては議員の皆様にご一定の御理解をいただいた後に先ほども申し上げましたように、実施設計技術協力業務の受注者の選定の手続を開始して、令和8年度中の開院に向けまして着実に事業を進めていきたいと考えているところでございます。しかしながらといいますか、先般の本会議でも御審議いただきましたが、実施設計技術協力業務の受注者選定の手続が3か月後ろ倒しの計画になったことに伴いまして、設計業務の委託契約期間の延長、あるいは契約金額が増額になる旨を御説明させていただきまして、債務負担行為補正の議決をいただいたところでございます。現時点で3月補正予算編成時に想定しておりました計画がさらに後ろ倒しになっておりまして、設計業務の委託契約の増額変更が新たに発生する公算も大きくなっております。また、再三のスケジュールの後ろ倒しが続きますと、市とこの新病院整備事業に関わっていただいている関係業者の方々との信頼関係、あるいは今後病院の建設工事そのものに関わっていただく業者の方の確保、こういったものに重大な支障が生じることも正直懸念しております。

このような状況ではあるんですけども、現時点でそういうレベルでの具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、何とか議会の皆様との協議を円滑に進めて、早期に実施設計に向けた手続を開始する必要があると考えているところでございますので、少し申し添えさせていただきたいと思っております。

○神吉委員長　ほか、追加でありますか、質疑が。

先ほどの説明を受けて、問うておきたいことがあれば、予算とは関係ないかもしれませんが。

協議会ですればそれはそれでいいんですけど、確認されますか。

浅田委員。

○浅田委員 今、副院長からありましたことについては今後委員会等々での議論に、話になってくるかなと思います。で、それはこの今、審査しております当初予算は審査しとんですけれども、これに重大な影響があるという。当然、年間にはいろんな状況によって補正予算というのは出てきますので、それはもうその都度その都度で審査ということになるかと思っておりますので、この当初予算については肅々と我々はこれを、この現段階の資料に基づいて審査をさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいですね。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 当初予算につきましては浅田委員が御指摘のとおりでございます。

○浅田副委員長 はい、分かりました。

○神吉委員長 以上で事前通告を受けております質疑は終了しました。関連であるようでしたら、受けますがよろしいね。はい。分かりました。

これで総合病院の審査を終了します。

説明職員の皆様どうもありがとうございました。

部局入替えのため暫時休憩とします。

午後1時40分休憩

---

午後1時44分再開

○神吉委員長 休憩を解き、予算委員会を再開します。

続いて会計課の審査を始めます。

部局からの説明がございましたらお願いします。

前川会計管理者。

○前川会計管理者 失礼をいたします。

令和5年度予算審査に当たりまして、委員の皆様におかれましては、連日の審査になっておりますが、会計課の予算審査につきましてもよろしく願いいたします。

では、令和5年度会計課所管の当初予算概要につきまして御説明をいたします。

歳入の主なものについては、一般会計予算書26ページから30ページ、委員会資料の1ページでございます。

まず、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金については、予算額4,040万円を計上しています。

内訳としまして、基金利子が3,971万2,000円。財務課等で所管している株式配当

が68万8,000円となっております。前年度当初予算との比較では59万3,000円の増額となっております。

次に、諸収入の市預金利子につきましては、当座預金に余裕のあるときに、短期大口定期預金として運用した際の利息、令和4年度と同額の1万円を計上しております。

次に、雑入についてですが、経費削減を目的に支払調書の発送用の窓空き封筒の広告の掲載希望を募り、1枠当たり3万円の4社分を見込み、12万円の広告掲載料を計上しております。

続いて、歳出ですが、予算書41から42ページでございます。

会計管理費の当初予算額は956万9,000円で、主な支出につきましては、事業費を77万円計上しており、前年度当初予算との比較では17万8,000円の増となっております。

主な要因として、令和5年10月1日より開始されます。インボイス制度に対応した印刷物、ここでいう納入通知書、また即納書等がまた変更になりますのでその分を増額しております。

また、委託料については、紙幣硬貨入出金機の保守点検及び機器の改造業務の委託料として135万円を計上し、前年度の予算額と比較しますと、78万1,000円の増額となっております。

その他、支出について会計管理業務に必要な最小限の経費を計上しており、前年度当初の予算額と比較しますと、102万5,000円の増となっております。

以上で、会計課所管の令和5年度当初予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告のある委員から順次質疑をお願いします。

八木委員。

○八木委員 すいません。私のほうからは、歳入、財産運用収入のところをお願いします。

先ほども説明あったんですけども、利子及び配当金において、予算額が微増してるんですけども、この理由とですね、あと運用方法を伺います。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼します。先ほどの御質疑に御回答いたします。

まず2点あったかと思いますが、1点目の利子及び配当金の予算額の微増の理由

といたしましては、主な要因は、令和4年度に有価証券を現行の利率より高い債券に買い換えた結果、利息が増額となったことが考えられます。

定期預金については、低金利の状況が続いており、利子収入は毎年下がっていますが、それ以上に有価証券の年間利息が増額となるため、その結果、少額ではありますが、増額での予算計上となっております。

続きまして2点目の運用方針、こちらについてですが、最優先は元本の安全性の確保を図る。次に、不測の資金需要に対処できるよう、流動性の確保、最後に効率的な運用を図る等の原則の下、資金運用に関する情報を的確に捉えるとともに、安全で有利な資金運用、公金管理を進める必要があります。

具体的に申しますと、基金は、定期預金と債券での運用をしています。定期預金については、更新時に各金融機関から利率の提示を受けており、有利な運用ができるような方法で次期更新を行っております。また、債券については、証券会社より情報提供いただき、安全で有利な資金運用の調査研究を行っております。令和5年度も引き続き確実かつ効率的な資金運用に努めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、同じく八木委員。

○八木委員 そしたら続きましてお願いします。

同じ資料からの歳出委託料のどこなんですけれども、委託料で、補修費も入っているのに改修業務委託料が追加されてるんですけども、何か改修されるということは、機器の不都合とか何かあったのか、ちょっとお願いします。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼します。先ほどの御質疑に御回答いたします。

こちらの委託料の増額については、通常の入出金機は毎年保守で金額を置いておりますが、今回新たに紙幣硬貨入出金機改修業務として予算要求しておりますが、こちらについては、令和6年度上半期に新紙幣の発行が予定されております。現在使用している紙幣硬貨入出金機については、新紙幣対応機種ではございません。そのため、機器の改修が必要となり、予算計上したものです。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。よろしいですか。

事前通告をいただいております質疑に関しては以上です。

この際、ほかに質疑がありましたら受けませんが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようでしたら、これで会計課の審査を終了します。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

引き続き審査を続けます。次は議会事務局であります。

それでは概略の説明をお願いします。

大前局長。

○大前議会事務局長 それでは連日にわたります予算委員会での審査、大変お疲れさまです。最後の審査となります。議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局であります。よろしくをお願いします。

令和5年度の議会費に係る予算総額は1億4,100万円。前年比785万2,000円の減額でありまして、一般会計全体に対する構成比は、0.62%となっております。これは前年度の当初予算の構成比と比較しまして、0.01ポイントの減であります。なお、予算委員会資料3ページ最下段のところですが、御案内のとおり、会計年度任用職員以外の一般職の事務局職員の人件費を除く議会費の合計につきましては、1億1,635万7,000円となっております、前年度比951万9,000円の減となっております。

減額の主な要因としまして、議員1名分の報酬と手当、そして議員共済会納付金となっております。

令和5年度における議会事務局の主な事業としましては、市民に身近であり、市民に開かれた議会を目指し、引き続き議会だよりの発行や、議会報告会の開催などを通じた議会広報広聴事業の推進、AI活用による会議記録の迅速な調製、そして議員の調査研究その他活動に要する政務活動費の交付を掲げております。

また、監査事務局としましては、工事監査の実施に当たり、より専門的な視点から技術上の意見を取り入れ、監査の強化を図ることを目的としまして、令和5年度につきましても、外部監査法人からの技術士の派遣を受け、工事監査を実施したいと考えております。現在、4つの事務局を所掌しておりますが、今後とも研さんを重ね円滑な議会運営をはじめ、それぞれの事務局の強化充実に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告のある委員から順次質疑をお願いします。

中本委員。

○中本委員 議会広報広聴事業について伺います。予算の減額理由を伺います。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 部局資料の2ページになります。議会だよりの印刷代と、会議録の調製業務、これらが主な要因であります。その理由としましては、過年度の実績に基づいて、次年度の予算を精査したものであります。

以上です。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 見積額減っている形になってますが、いくらでも競争で安くなっていて、議会だよりがつくるのにあたって質が落ちたりいろんなことが起きる可能性があるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 契約に当たりまして我々も、宍粟市の契約規則等一定のルールに基づいて事務を進めております。その中で契約書と仕様書も作成しておりますので、そこで具体的な内容、詳細につきましても、記載をしておりますので、それらを踏まえた上で、入札に参加していただく。その結果の額ではあるとは思っておるんですけども、その業務につきましても、質が落ちるとかそういうことはないようには、事前によく打合せをした上で、契約を進めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いても中本委員。

○中本委員 この中で部局資料の3ページで自動車借り上げ料があつたりなかったりするんですがなぜでしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 本年度ですね、令和4年度までは各委員会における行政視察を行う際の貸切バス、この借り上げ料として、9万円掛ける4委員会分、総務経済、文教民生、広報広聴、議会運営委員会、この4委員会分合わせて36万円を計上しておりました。ただ近年の実績がゼロだったということと、総務経済常任委員会で市道の認定についてとか現地確認にも行かれてると思います。そういったときに、公用車の乗り合わせで対応もできておりますので、一定そういう対応することで、令和5年度、次年度につきましても、借り上げ料としての予算計上は見送ったというところでありまして。

以上です。

○神吉委員長 以上で通告のありました質疑に関しては終了しました。

この際、そのほかでも受け付けますが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようでしたら、これで議会事務局の審査を終了します。

説明職員の皆様ありがとうございました。

以上で、予算委員会の審査全てが終了しました。

明日の午後、正副委員長で取りまとめを行いますので、担当の部局の報告書を明日 8 時半までに報告するよう、よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 9 分休憩

---

午後 2 時 2 5 分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

正式な採決については 3 月 22 日水曜日の全体会で行いますので、本日はこの委員会で参考に、賛否を取りたいと思います。

まず第 1 号議案、令和 5 年度宍粟市一般会計予算について、本議案に関する自由討議であります。これまでの各部局審査終了後に、委員間で意見の交換を行っております。よって自由討議は、予算決算常任委員会全体会で改めて行うこととします。

続いて討論であります。討論は本会議で行いますので、この場では割愛いたします。

それでは参考賛否の確認を起立により行います。

第 1 号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第 2 号議案、令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第 2 号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第 3 号議案、令和 5 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第 3 号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第4号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第4号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第5号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第5号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第6号議案、令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第6号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて、第7号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第7号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第8号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第8号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第9号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

令和5年度宍粟市各会計に係る予算についての参考賛否は確認は以上であります。審査の円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。



それでは本日はこれで散会します。長期にわたり御苦労さまでした。お疲れさまでした。

(午後 2時30分 散会)